よくある質問

奨学金について

Q 他の奨学金や授業料減免を受けていますが、奨学金給付を受けることはできますか。

A 他の奨学金や授業料減免(免除)を受けていても給付できます。
※採用されている他団体が併給を認めているかはご自身でご確認ください。

Q どのような場合、1 か月につき 2.4 万円の割合(12 万円未満)の給付となりますか。

A 扶養者が亡くなった日から卒業までの間が 5 カ月以内となっている方が当てはまります。
(例：扶養者が 12 月 1 日に亡くなり、翌年 3 月 31 日卒業予定である場合　⇒9.6 万円の給付)
ただし、卒業後の進学が決定していて、その証明ができる場合は 12 万円の給付となります。

応募資格について

Q 応募資格(１)「全国大学生協連に加入する会員生協のある学校」とはどこの学校でしょうか？

A 全国大学生活協同組合連合会(全国大学生協連) (univcoop.or.jp)に加入している学校です。
当財団 HP でも「対象の学校」を掲載しておりますので、こちらでもご確認いただけます。

Q 応募資格(２)インターカレッジコープに加入する前に扶養者が亡くなっています。応募できますか？

A 現在通われている学校に学籍がある時に扶養者が亡くなられた学生であれば、インターカレッジコープ加入後に応募できます。インターカレッジコープ詳細については「対象のインターカレッジコープ一覧」にリンク先を掲載しております。各インターカレッジコープへご確認ください。

Q 応募資格(３)ＣＯ･ＯＰ学生総合共済の加入者（被共済者）である学生です。対象の学校以外に在籍していても応募できますか？

A ＣＯ･ＯＰ学生総合共済の加入中に扶養者が亡くなられた学生であれば、対象の学校以外に在籍されていても応募できます。加入有無などの詳細については「ＣＯ･ＯＰ学生総合共済」をご確認ください。

Q 兄弟姉妹それぞれ応募できますか？一家庭に 1 人の給付ですか？

A 応募資格を満たしていれば、兄弟姉妹それぞれで応募・給付が可能です。ただし、1 件の応募で 2 人以上を兼ねることはできませんので、兄弟姉妹それぞれで応募して頂くことが必要となります。

Q 「対象の学校・インターカレッジコープ一覧」に載っている、対象の学校へ入学する前に扶養者が亡くなり、現在は対象の学校に在籍しています。応募できますか？

A 応募資格を有する前の扶養者死亡となりますので、応募できません。

Q 今年２月に扶養者が亡くなり、来月の３月 31 日卒業予定です。応募は可能でしょうか？

A 応募資格を満たしていれば応募可能です。3 月 31 日までに Web 応募完了する（応募用紙郵送の場合は当財団に 3 月 31 日までに到着している）ことが必要となります。また、審査が進んだ場合、応募日から 6 カ月以内に 2 次審査書類を当財団へ提出していただきます。

Q 扶養者が亡くなってから１年を過ぎています。応募できますか。

A 大変申し訳ございませんが、当制度を知られたタイミングに関らず、応募不可となります。

Q 休学中でも応募できますか？

A 在籍中であれば、休学中でも応募できます。

Q 現在高校生ですが応募できますか？

A 扶養者が亡くなられた時と現在において、対象の大学生協の組合員であれば応募できます。
※対象の大学生協は全国大学生活協同組合連合会(全国大学生協連) (univcoop.or.jp)からご確認ください。

Q 応募できる所得の基準はありますか？

A 審査基準としてポイント制を設けておりますが、所得はあくまでポイントの１つです。また、他にも経済的な状況などのポイントを設けておりますので、所得金額のみによって給付が決まるわけではございません。

応募について(１次審査)

Q 学生本人以外(保護者や先生)が代理で応募できますか？

A 基本的には学生ご本人からの応募をお願いしています。ただし、ご家庭の状況を考慮し、保護者の方に限り代理で応募可能としております。

Q 応募後に記入内容（または入力内容）の誤りに気付いたときは、どうすればよいですか？

A 当財団 HP のお問い合わせフォーム「項目：応募についての問合せ（応募者の方）」よりメールでご連絡下さい。
メールを確認次第、こちらで内容を修正いたします。

Q 直近の所得を証明する書類は、誰のものを提出すればよいですか？

A 亡くなられた扶養者とその配偶者、２名分をご提出ください。
（例：お父様が亡くなった場合、お父様とお母様の２名分）
ただし、配偶者が離婚などで戸籍を別としている場合は提出不要です。
（例：離婚されて父子家庭で、お父様が亡くなった場合はお父様１名のみ提出）

? 亡くなった扶養者の「所得証明書(又は非課税証明書)」は入手できますか？

A 亡くなられた扶養者が、1 月 1 日に（住民票上の）住所を置いていた市区町村から入手できます。

? 母が専業主婦で働いていなかったので、所得を証明する書類がありません。

A 「非課税証明書」は所得金額が 0 円の方でも入手し、提出することができます。こちらをご提出ください。

※発行する自治体により証明書の名称が異なる場合があります。

? 直近の所得を証明する書類について、どういった記載がされている書類を提出しますか？

A 以下①～④が記載されている書類をご提出いただきます。

① 扶養者（または配偶者）のお名前

② 期間（○年分、○年度分、○年○月○日から○年○年○日など）

③ 総所得金額

基本的に、所得証明書（または非課税証明書）、源泉徴収票(所得が給与所得のみの場合)、確定申告書のいずれかをお願いしております。自治体や会社等、発行元の様式に合わせた（①～④の記載が含まれている）書類をご準備ください。

? 直近の所得を証明する書類は、期間がいつのものを提出しますか？

A 扶養者が亡くなられた前の年（1 月～12 月）の 1 年間となります。

※前々年の書類など、前年より前の期間にあたる書類は「直近」ではないため、受理できません。

（例：2023 年 1 月 2 日～2024 年 1 月 1 日に亡くなられた場合

⇒R4 年分『期間が R4 年 1 月 1 日～R4 年 12 月 31 日』の所得金額を証明する書類を提出）

（例：2024 年 1 月 2 日～2025 年 1 月 1 日に亡くなられた場合

⇒R5 年分『期間が R5 年 1 月 1 日～R5 年 12 月 31 日』の所得金額を証明する書類を提出）

? 「所得証明書または非課税証明書」とはどのようなものでしょうか？

A 自治体（市区町村）が発行する、個人の所得や住民税（都道府県民税・市区町村民税）の額を証明する書類のことです。その年の 1 月 1 日時点に住所を置いていた市区町村から入手できます。

※発行する自治体により証明書の名称が異なる場合があります。該当する期間に注意して取得してください。

? 「源泉徴収票」とはどのようなものでしょうか？

A 一般的に、その年 12 月あるいは翌年 1 月に、勤務先である会社が発行しています。

所得の種別が『給与所得のみ』となっている方が提出可能です。

※退職、年度途中で亡くなられたの理由等で、1 年間の金額となっていない源泉徴収票（「死亡退職」「就職」「退職」いずれかに「○」がついているもの）は書類不備となります。

⇒直近の所得証明書、非課税証明書、確定申告書のいずれかをご提出ください。

? 「確定申告書」とはどのようなものでしょうか？

A 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得をもとに税額を計算・申告・納税するための書類です。
※e-Tax の場合は受付番号があるものをご提出ください。

? 今年に入ってから家計が急変・扶養者死亡となった為、前年の所得と今年の所得に大きな差があります。

A 前年 1 月～12 月より直近であれば、今年の所得を含む書類の提出が可能です。
（例：今年 6 月に扶養者が亡くなられた場合、前年 6 月～今年 5 月の所得を証明する書類の提出ができます）
例えば、総所得が給与所得のみとなっている場合、毎月の給与明細（お名前、○年○月の記載、所得金額の記載がある） 1 年分をご提出いただくことで代用も可能です。

応募について(２次審査)

? 書類の提出期日を過ぎてしまっても受け付けてもらえますか？

A 期日を過ぎる場合は、必ずお問い合わせフォーム「項目：審査についての問合せ（審査中の方）」で期日を過ぎる理由・提出できる見込みの日付をお知らせください。ご連絡下さった場合、期日後の受け付けをいたします。

? 入れ忘れた書類があるのですが、別に送っても大丈夫ですか？

A 郵送、メールともに別途送付することも可能です。
当財団からの連絡行き違いを防ぐ為にも、あらかじめお問い合わせフォーム「項目：審査についての問合せ（審査中の方）」で当財団へ連絡の上、送付してください。

? 審査結果の理由は教えてもらえますか。

A 審査結果の理由や審査基準の詳細については、給付対象・対象外にかかわらず公表いたしません。

その他にもご不明な点等ございましたら「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。